

平成25年(東)第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人

相手方 東京電力株式会社

第4準備書面

平成25年10月25日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら復代理人 弁護士 日 置 雅 晴



同 弁護士 濱 野 泰 嘉



1 はじめに

申立人らである浪江町民は、原発事故により、世帯破壊、生活破壊、家族分離、収入の減少、支出項目の増加、避難生活の劣悪さ、それにとまなう通院・介護の必要性の増加、町への帰還についての複雑な心情、いじめや偏見などにより、様々な精神的苦痛を被っている。そして、これらの精神的苦痛は、ある一つの原因により単発的に生じたものではなく、様々な要素が複合して生じているものであり、個別の累計の苦痛のみからだけでは被害の総体や大きさは正確に把握できない。しかも、こうした精神的苦痛は、原発事故以降現在まで、絶えることなく生じている。

こうした被害者の被っている精神的損害は、中間指針の精神的慰謝料基準によっては、到底補いきれていない。

申立人らは、浪江町被害実態報告書(甲100)を提出したが、本書面は、かかる主張を被害実態報告書の分析を行いながら補足するものである。

2 浪江町被害実態調査の結果わかってきたこと

(1) コミュニティの崩壊、喪失

コミュニティが崩壊、喪失し、かつこれが「原発事故により」奪われたことが、町民に最も大きな苦痛を与えていることが、今回の調査であらためて明白に現れている。これは、まさに、「町内の変わり果てた姿を見ると哀しい。原発事故さえなければ自分たちで復興できたと思うと残念です」という声があがっているとおりである。

(2) 被害実態各論

本件申立後に集計、分析を行った浪江町被害実態報告書（甲100）からは、たとえば、以下の①～⑤が見えてきた。

①世帯破壊、家族離散による生活破壊の実態（統計データ）

②避難生活の困窮が統計上明らかになったこと

③帰還についての複雑な心情、コミュニティを奪われた精神的苦痛の大きさの再確認

④精神的苦痛は和らいでいないことの再確認

⑤精神的苦痛には様々な要素が複合しており、個別の累計の苦痛のみからだけでは被害の総体や大きさは正確に把握できないことの確認

すなわち、中間指針の精神的慰謝料基準は、被害実態から見て、やはり不当だったことが明らかになっている。現状は被害者の我慢によって成り立っているにすぎず、ADRはこの結果をふまえて、被害実態に即した判断を示すべきである（生活費増加分の補償、コミュニティ破壊等）。

以下、被害実態の各論として、被害実態報告書に即して主張を補足する。

3 被害実態調査の結果詳細

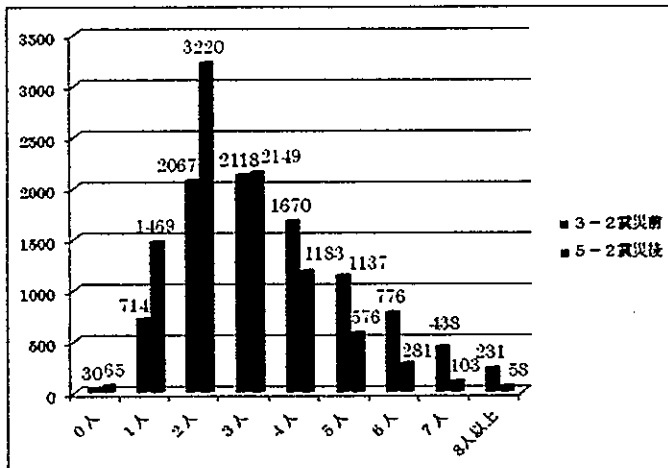
(1) 世帯破壊と生活破壊の関連

まず、調査結果からは、世帯破壊・家族破壊、生活破壊が明らかとなった。適切な慰謝料額については、この実情もきちんと踏まえたうえで検討されるべきである。なお、慰謝料を高額修正することについて「多人数世帯だと云々・・・」という見解があるとすれば、これは以下の被害実態を全く知らずしてしているものであって、ただちに修正されるべきである。

以下、グラフ冒頭の数字は、被害実態報告書（甲 100）上のグラフ番号と対応している。

ア 世帯人数の減少傾向

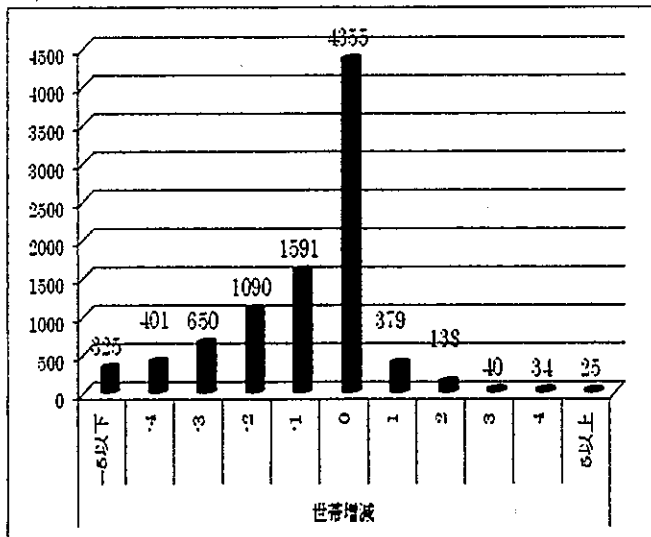
Ⅱ-4-1 世帯の同居者の人数（震災前後比較）



「4人以上」の世帯は震災後減少し、これが「2人以下」世帯へとそのまま移行していることが、このデータから読み取れる。

また、次のデータによれば、世帯の同居者の人数が減ったと答えた者が、増えたと答えた者よりも圧倒的に多くなっている。

III-2-1 世帯人数の増減



この二つのデータから、世帯構成人数の明らかな減少、すなわち離散、分断が明らかになっている。自由記載欄を見ても、「一家は離散してばらばらの避難生活」等、随所に「バラバラ」の文字が見られている。

そしてこのデータは、申立時に引用した町統計（甲 38：事故による世帯人数の変化）とも、傾向として一致して、相互に裏付け合う関係となっている（この町の統計資料では、1人、2人世帯の合計で、8133人（75%相当）である。）。

震災前	現在 (H25. 3. 14)								
	0	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
1人世帯	2,196	155	2,020	13	8	0	0	0	0
2人世帯	1,862	20	678	1,361	49	4	0	0	0
3人世帯	1,347	4	772	566	626	48	2	0	0
4人世帯	1,046	0	701	351	293	439	19	2	0
5人世帯	649	0	544	243	158	156	204	11	0
6人世帯	344	0	304	189	98	113	49	53	4
7人世帯	181	0	159	95	66	62	43	19	12
8人世帯	66	0	72	34	24	23	20	12	4
9人世帯	14	0	10	9	8	6	7	1	0
10人世帯	5	0	7	3	0	3	3	1	0
11人世帯	1	0	1	1	0	0	0	0	1
計	7,711		5,268	2,865	1,330	854	347	99	20

※現在の0（ゼロ）は死亡による世帯消滅数

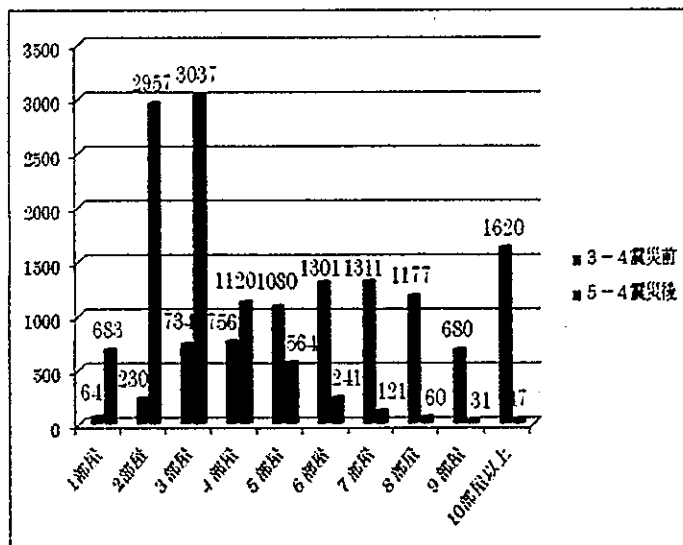
※結婚、出生、世帯合併等により震災前の世帯より世帯人数が増えている世帯がある。

なお、世帯人数の震災前後の増減を示したグラフ（Ⅲ－２－１）において、世帯増減が「０」（変化なし）の町民が4355人を占めるが、上記町統計によれば、震災前の1人世帯と2人世帯の合計は4000世帯であることから、調査時点などの相違はあるものの、細かな点を除いて考えれば、世帯増減に変化がなかった4355人の大多数は、震災前から1人世帯か2人世帯であった者であろうと推測できる。

イ 住環境の変化と世帯破壊との関係

次に、震災前後住居の部屋数の変化に関するデータは以下のとおりである。

Ⅱ－４－２ 住居の部屋数



このように、住居の部屋数の著しい減少が明らかであり、これは、上述した世帯人数の減少傾向と合わせてみれば、家族の分裂、崩壊と密接に関連していることは言うまでもない。

すなわち、震災前には、複数世代にわたる大家族で5部屋以上の住居に悠々と暮らす生活が当然のものであった町民が、2部屋、3部屋の住居での生活を強いられたことで、家族分散して生活せざるを得ず、これまでの家族生活が破壊されてしま

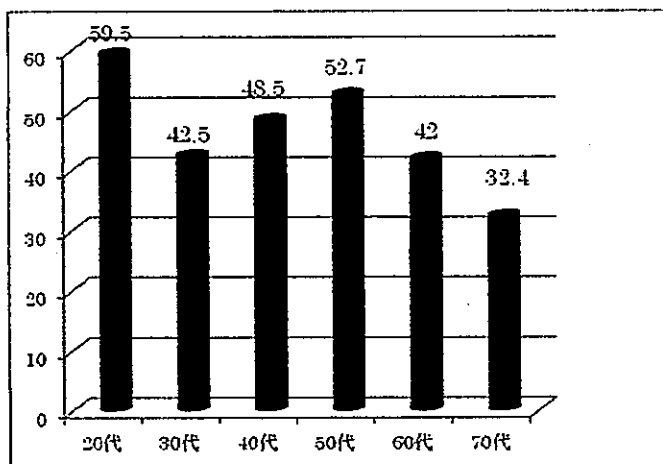
ったのである。「家族の絆が、ほどけてしまうような気がした」という自由記載の存在は、こうした実態の存在を端的に示している。

他方、これまでの広々とした生活空間から一転して、1部屋、2部屋、3部屋の空間に数名の家族で閉じ込められてしまったことで、精神的ストレスが蓄積され、家族間不和が生じる場合もある。自由記載のうち、生活への影響として、「部屋も狭く、プライベートもない」という記載も見られたところである（仮設、借上げ住宅の生活環境の悪さについては後述する）。

いずれにせよ、原発事故による住環境の変化は、町民の生活環境のみならず、家族関係をも物理的側面、精神的側面の両面において破壊したものである。ここに、被害の連鎖構造が見られる。

ウ 世帯破壊の年代別検討

Ⅲ-2-2 世帯人数の減少割合：年代別



上記データによれば、町民の20代、50代で半数以上が世帯の同居者が「減少」しており、70代を除けば、4割以上の町民が、震災後、世帯人数が減少している。

すなわち、世帯人数の減少傾向に大きな年代差はなく、複数世代の大家族（当然、若年層、中年層、高齢層が存在する。）が分散させられた事実が、ここからも明らか

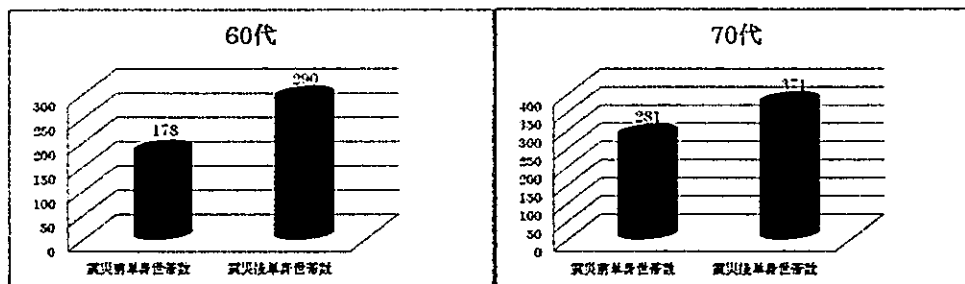
である。

ここで、60代以上の高齢層、特に70代について、減少したとの回答が比較的少ないのは、震災前から単身者であった者が多いことによるものであると考えられる。ただし、世帯人数に変更がなかったとしても、原発事故により生活に大きな影響を受けていることは後述する。

次に、60代及び70代の単身世帯数が、震災前後でどのように変わったかを見たのが以下のデータである。

Ⅲ-2-3 震災前後の単身世帯数：70代

Ⅲ-2-4 震災前後の単身世帯数：60代



上記データからは、震災後、高齢者単身世帯が増加したことが明らかとなっている。このような高齢者単身世帯は、後述するように、収支赤字が大きく増えるなど、生活に困窮している実態が明らかになっている。

この高齢者単身世帯の増加も、震災による世帯破壊によって発生したことはいうまでもなく、ここにも被害の連鎖構造が見られている。

(2) 震災前と比較して収入が減少傾向にあること、または収支バランスが悪化していること

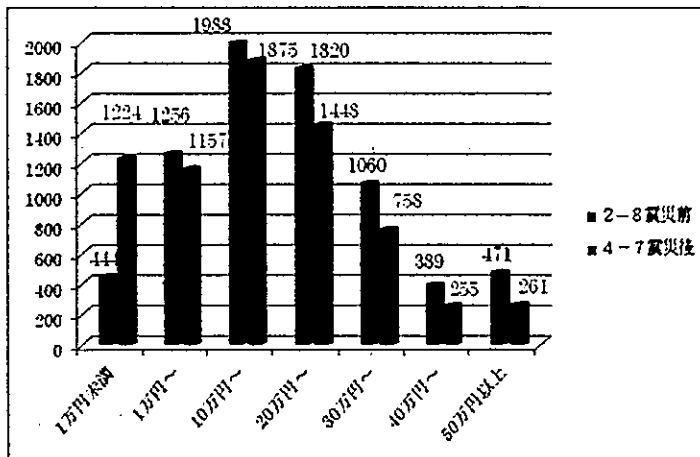
また、生活費に関連する被害実態調査についてであるが、避難者は現在も金銭的に困窮していることが、今回、統計上から確認された。すなわち、慰謝料に「生活費増加分も含む」のであれば、現在の慰謝料水準はこれに到底足りていないことが明らかになっている。以下、分析を行う。

ア 震災前後の個人収入・支出の変化

(ア) 個人収入の減少傾向

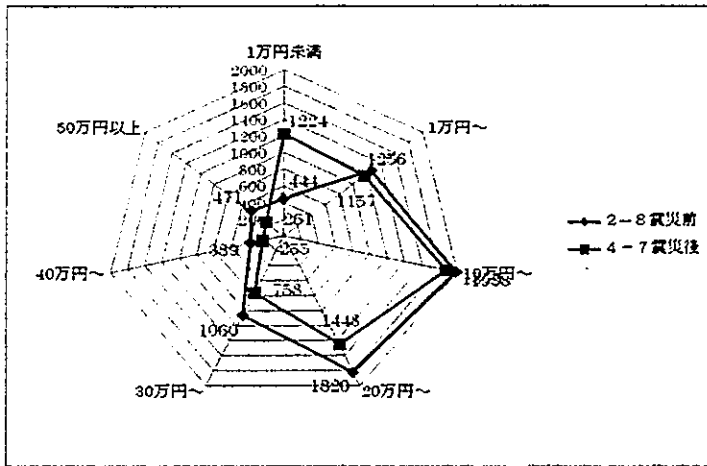
Ⅱ-5-1-1 震災前後の毎月の個人収入 (棒グラフ)

※精神的損害慰謝料 10 万は除く



上記グラフによれば、毎月の収入が「1万円未満」と回答するいわゆる無収入層が多く、精神的損害慰謝料 10 万が唯一の収入という町民の存在が明らかになっている。

Ⅲ-5-1-2 震災前後の毎月の個人収入（レーダーチャート）

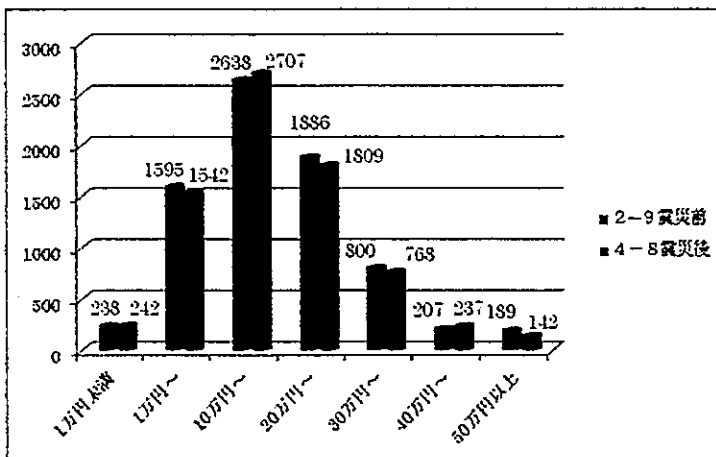


このチャートを見ると、震災後、町民の収入は、ほぼすべての層が減収傾向に平行移動したことが明らかである。

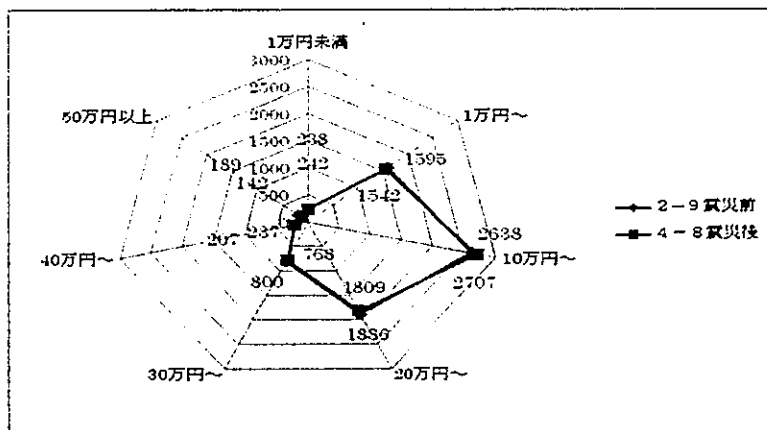
(イ) 個人支出の変化状況

次に、震災前後の個人支出についてのデータは以下である。

Ⅱ-5-2-1 震災前後の毎月の個人支出（棒グラフ）



Ⅲ-5-2-2 震災前後の毎月の個人支出（レーダーチャート）



震災前後の支出に関するこれらのグラフを見ると、一見、支出には著しい変化はないようにも見える。しかし実際には、次の自由記載欄でのコメントのとおり、支出増の項目があることは明らかとなっている。

自由記載欄には、以下の記載がある。

「二重生活のため、毎月の出費が多い」

「(家族が別離していることによる) 交通費の増大」

「水、野菜(を) お金を出して食べる生活」

「二重生活…電気、ガス、灯油等の代金も今までの倍以上も支払わなければならない」

「避難先から福島県内に仕事に通っているが、交通費…がとても多くかかっている」

「住宅ローンは残っており…家賃は9万円」

このように、町民からは、「これまではなかった支出」の増加の訴えが多数みられている。このことに、収入は減少していることをあわせて見て、実際には家計がどのように回されているのかを考える必要があるのである。

(ウ) 小括

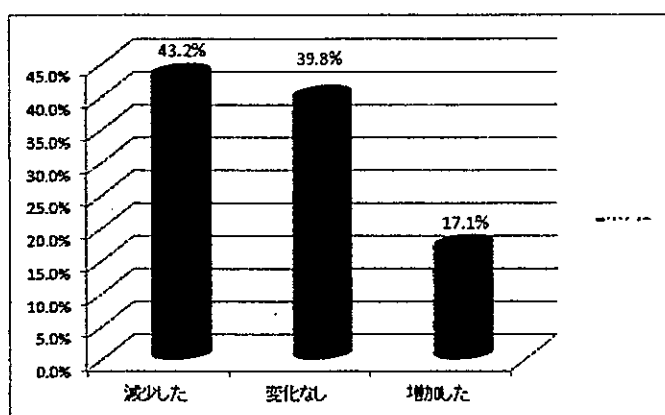
以上のデータ調査によれば、町民の震災前後の①収入は減少しており、②支出は増加項目があり、③かつ、全体の支出金額には変化なし、となっている。すなわち、このバランスは、④支出の切りつめによりなんとか維持されていることが明らかである。さらに、上記自由記載欄も併せて読めば、各家庭の生活は著しい経済的困難に直面していることが十分にうかがわれる結果である。

結局のところ、町民は、収入減少に対応して、生活費の切りつめを相当程度行っており、家計はそのような「通常甘受すべき範囲を超えた」努力により維持されているにすぎないのである。相手方としては、現状の「生活費相当分」賠償について、実態に合わせた増額を行うことで、上記「努力」を解消させるべきである。

以上の実態に照らせば、町民の生活費支出部分に損害が発生していること、すなわち、現在の慰謝料がこれに足りていないことは明らかである。

イ 震災前後の個人収入の減少の傾向

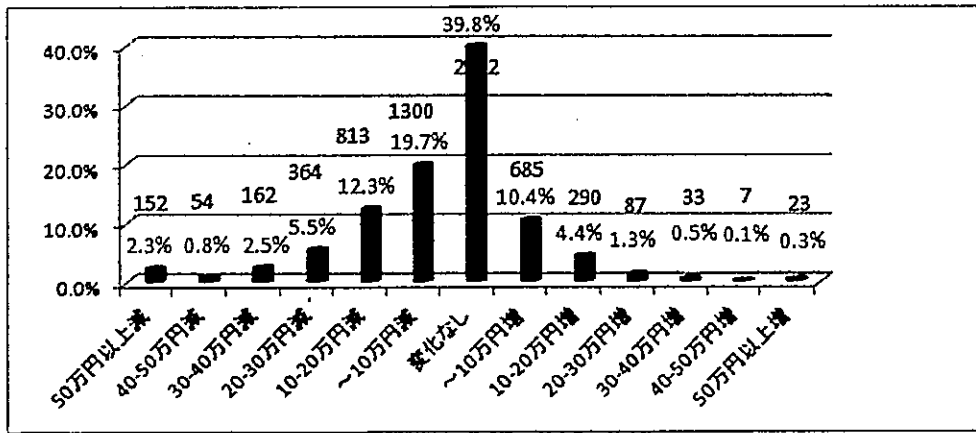
Ⅲ-1-1 個人月收入の変化（震災前／震災後）



上記グラフによれば、町民の月收入は、半分近くが減少となっている。なお、増加も若干あるが、これは世帯構成の変化により、新たに収入を得ることになった者

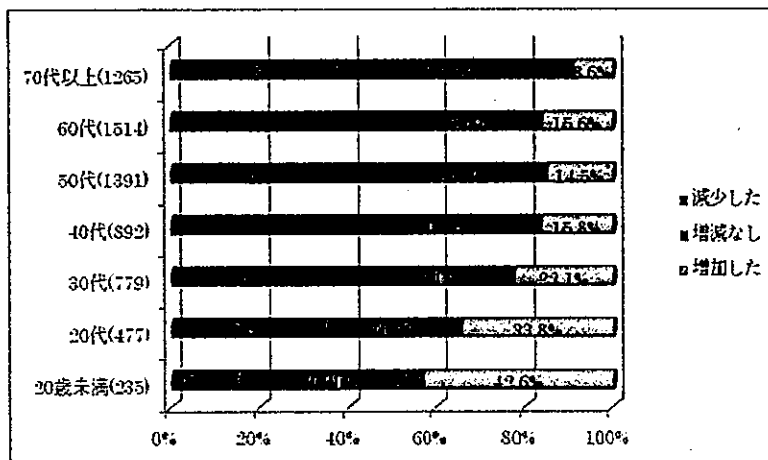
が増えたことによる影響と思われる（たとえば、主婦、未成年等で新たに職を得た人は、収入増に算入されるので、それも含んだ数値であることに留意する必要がある。）。

Ⅲ-1-2 個人月收入の変化（震災前／震災後）：詳細区分



これを見ても、震災前後で収入が減少した町民が大多数を占めることが明らかである。ここでは、「50万円以上減」が、絶対数では152人おり、かなりの程度収入が減少している人が、人数として多数存在することに留意すべきである。

Ⅲ-1-3 個人月收入の変化（震災前／震災後）：年齢別



これを見ると、年齢層が高くなるにつれて収入減少の割合が大きくなる傾向がみられる。特に、20代から60代にかけては、震災による生活破壊により、震災前と同程度の収入が得られなくなったという事情が見受けられる。

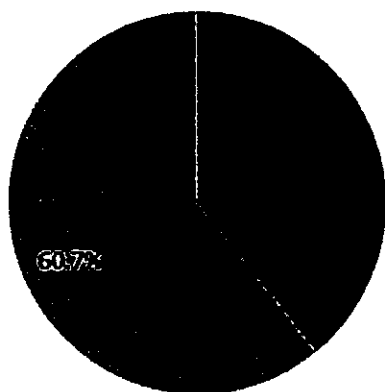
なお、70代以上については、もともと、年金等、個人収入は限定されていたはずであるから、減少割合が60代より低くなっていることは当然である。また20歳未満の増加割合が高いのは、世帯構成変化等の影響と思われる（新たにアルバイトや就職をしたなど）。

ウ 震災前後の個人収支の悪化傾向

震災前後で、個人の収支（毎月の収入金額から支出金額からを差し引いたもの）は悪化傾向にある。

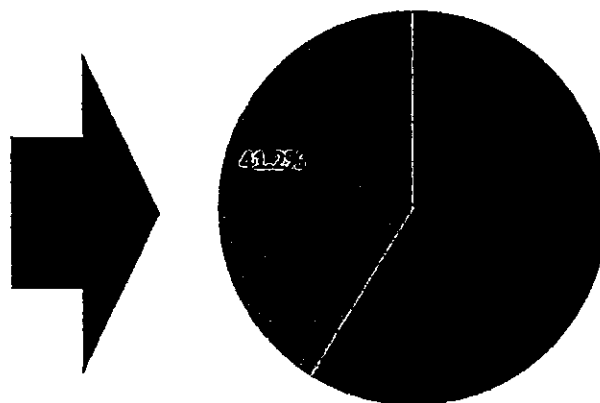
Ⅲ-1-4-1 <震災前>

■黒字 ■±0 ■赤字



Ⅲ-1-4-2 <震災後>

■黒字 ■±0 ■赤字

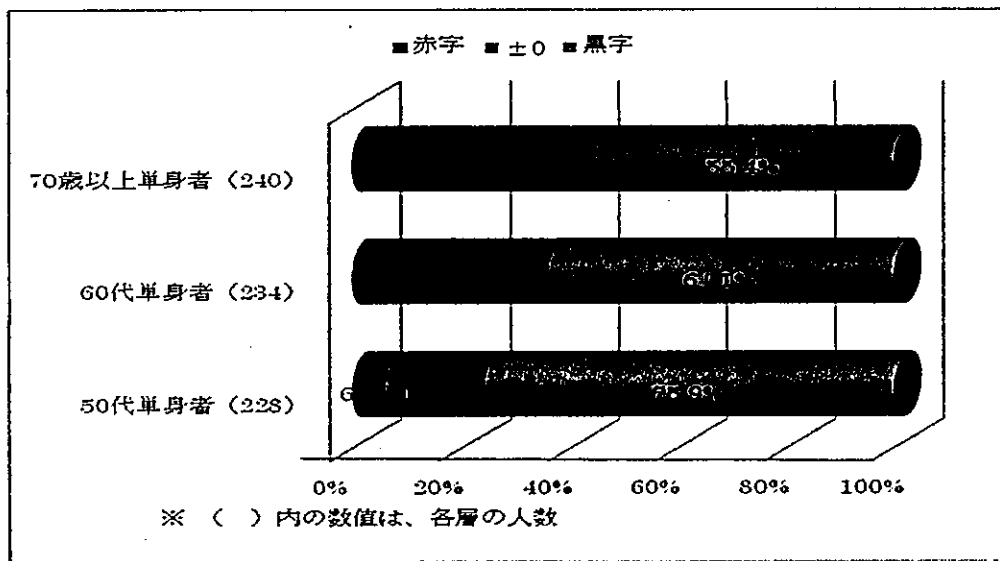


上のグラフによれば、収支が「赤字」となった者は20.5%増加した反面、収支が「黒字」になった者は19.5%減少しており、収支悪化の傾向が明らかである。

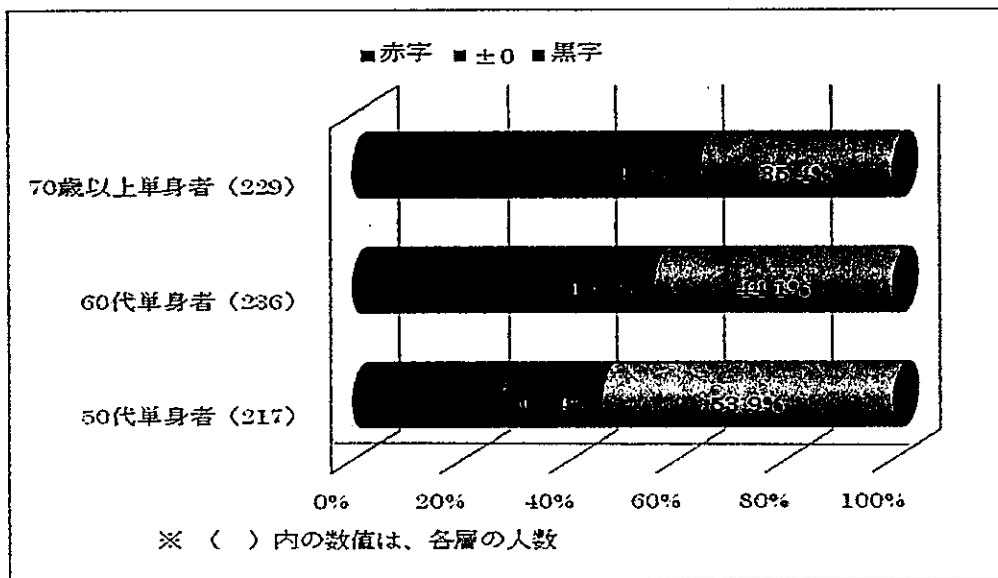
収支悪化の傾向は、これまで述べてきたとおり、原発事故による世帯破壊、生活破壊によるものであることは言うまでもないが、中でも、高齢単身世帯の増加に伴う高齢者層の生活困難の問題を看過してはならない。

50代以上の単身世帯者の収支が悪化していることは、以下のグラフからも明らかである。震災後、青バー（収支赤字）が大幅に増加している。

Ⅲ-1-5-1 <震災前>



Ⅲ-1-5-2 <震災後>

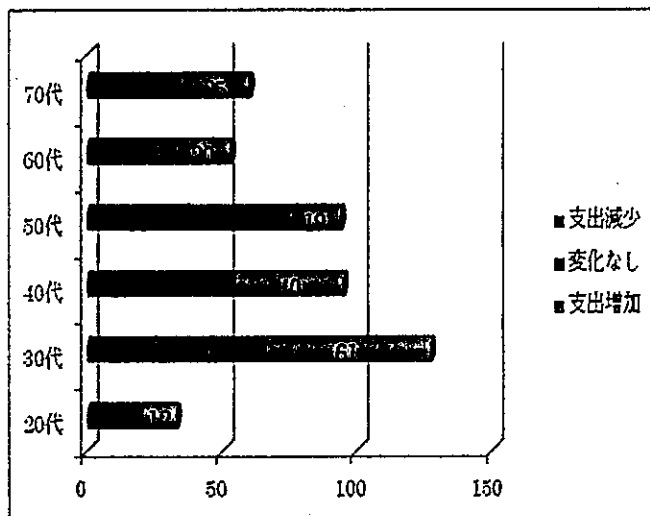


エ 世帯主の負担増加傾向

また、個人支出の変化の年代別検討結果においても、原発事故による世帯破壊の影響が表れている。

以下は、震災前は非世帯主であったが、震災後は世帯主となった者の支出変化のグラフである。

Ⅲ-1-6 非世帯主（震災前）→世帯主（震災後）支出変化

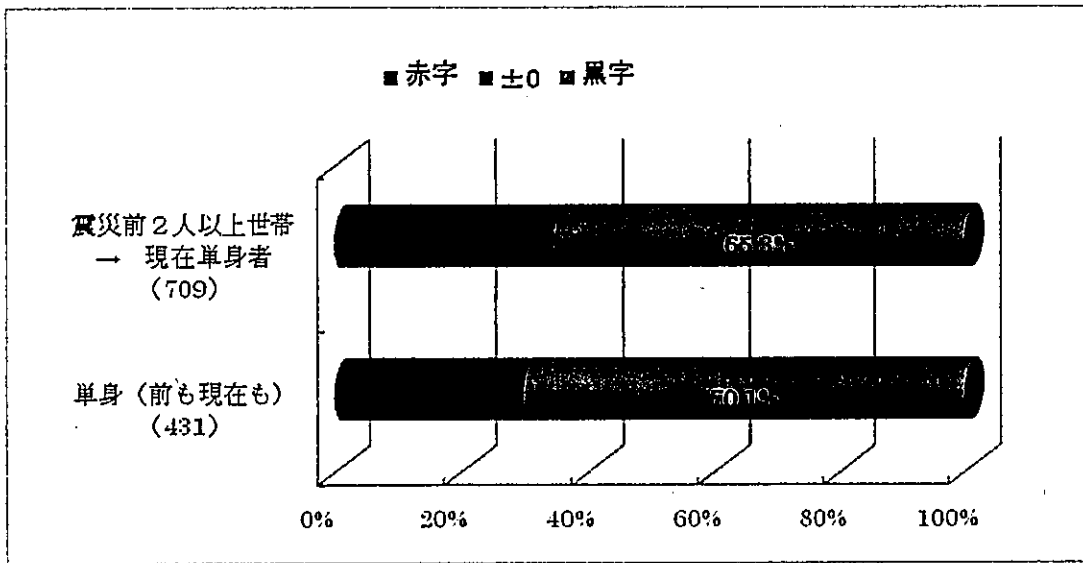


これによれば、30、40代については支出増加傾向がみられる。これは、原発事故による避難により世帯分離し、30代、40代が新たに世帯主になったことによる生活費や交通費等の増加が影響したものと考えられる。

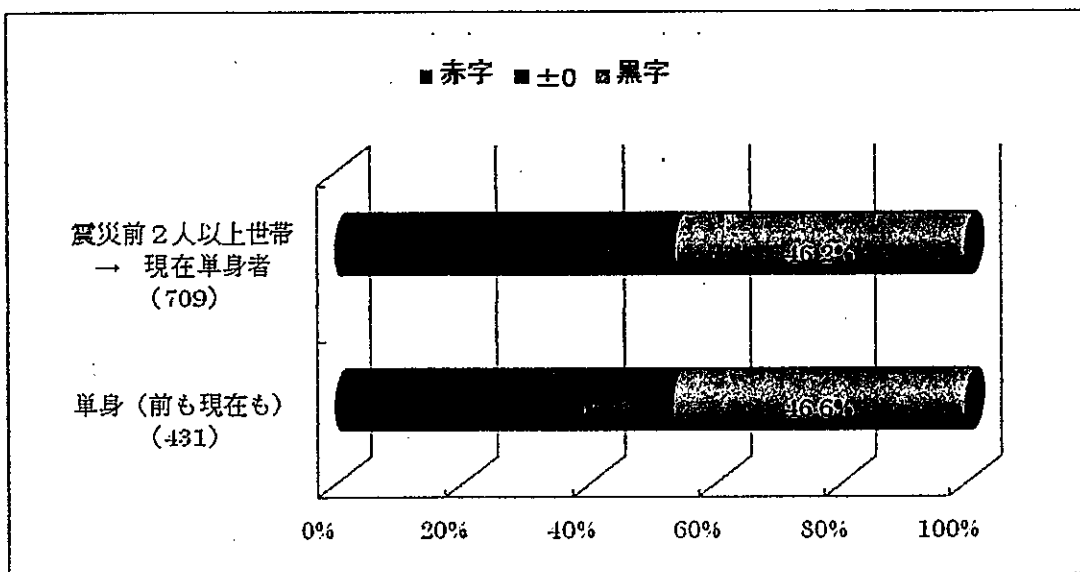
なお、50代以上については支出減少または拮抗が見られるが、支出の変化ほか収入の増減についても合わせて考慮すべきことは既述のとおりであり、家族の分断等で収入が年金のみになったなどによって、家計はむしろ困窮化しているという世帯も、多数あると思われる。

次は、単身者世帯の個人収支の震災前後の収支状況を、震災前は単身者ではなかった者（上段）と、震災前から単身者であった者（下段）とにわけて示したグラフである。

Ⅲ-2-5-1 震災前の個人収支



Ⅲ-2-5-2 震災後の個人収支



これらのグラフによれば、震災後単身者として生活している町民は、震災前単身者であったか否かにかかわらず、いずれも収支が大幅に悪化している。すなわち、原発事故による避難生活の結果、単身者は、生活費その他諸雑費が余計にかさみ、震災前よりも収支が悪化している状態なのである。

オ 小括

以上のとおり、町民は、原発事故による生活環境の変化や世帯破壊により、収入が減少し、支出項目が増えたものの、生活費の切り詰めにより大きな支出増加を防ぐ努力をしている状態である。中には、大幅な収入減となった町民や、いわゆる無収入層も存在する。また、世帯の支出項目の増加は、世帯主の支出増加に直結しており、とりわけ、新たに世帯主となった30代の若年層の支出が増加傾向にある。さらに、個人収支が震災後、悪化傾向にある中、特に高齢単身世帯の収支の悪化傾向が顕著であり、高齢の単身者が生活困窮に陥っている。

こうした現状は、当然、個人や世帯ごとに単発に生じているわけではなく、原発事故による避難により、世帯が分離され、それにより世帯主が増え、単身者が増えたことによる生活費の増加や、家族が分離されたことによる交通費等諸雑費の増加、生活環境の変化による食費、水道代の増加等、様々な要素が密接に関連した結果生じているものである。まさに、被害の連鎖構造である。

(3) 仮設・借上住宅での生活の困難

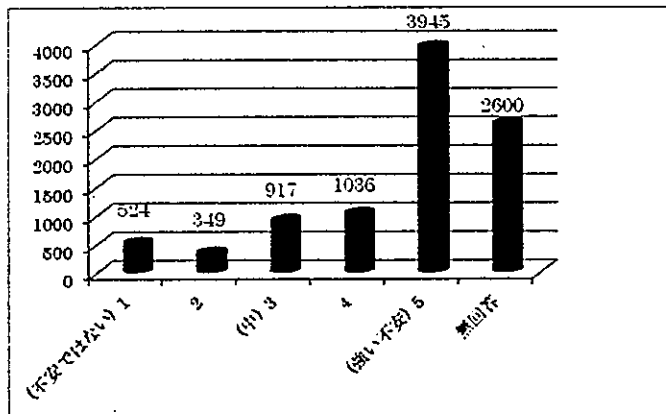
ア 生活環境に関する苦痛

仮設・借上住宅での生活についてのアンケートでは、いずれの質問に対しても苦痛度5の回答が最も多かった。

すなわち、現状の生活環境・状況について、強い精神的苦痛が続いていることが明白である。

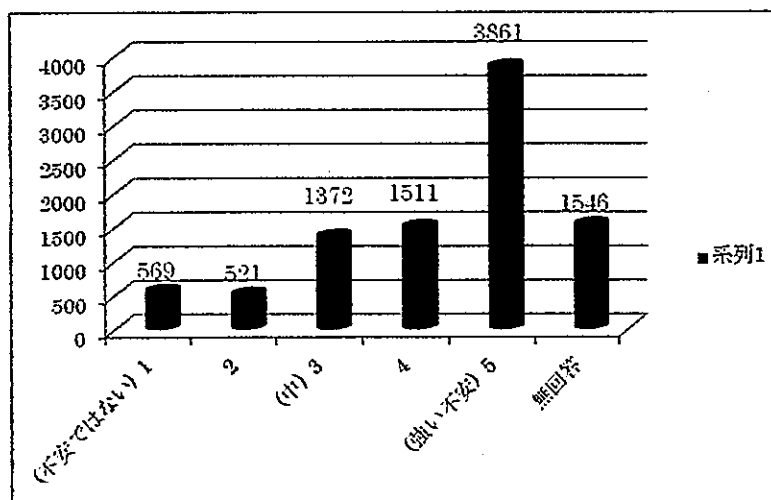
生活の実情として、自由記載欄には、「隣の寝息が聞こえたのにはびっくり」「隣が気になって落ち着かない」「借り上げ住宅が劣悪（結露、湿気によるカビ、コウモリ、寒暖の差が激しい、一日中暗い）」「狭い」等の声があがっている。

6-5① 仮設住宅は狭い、寒暖の差が激しい、結露による湿気等、住環境が劣悪



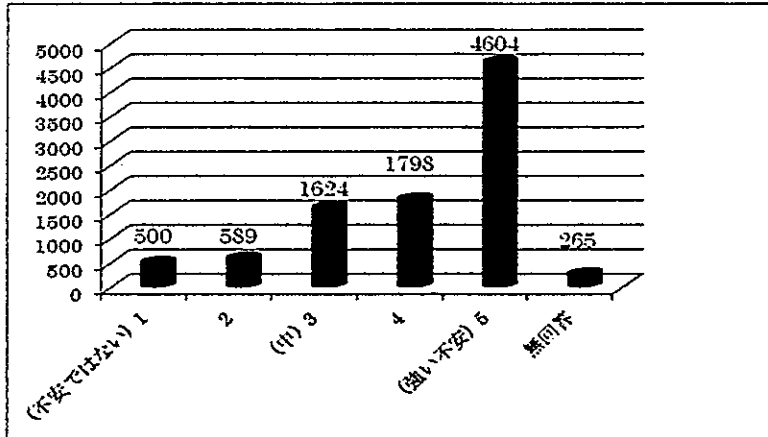
なお、「無回答」が多いのは、仮設以外の方が、自分への質問ではないとして回答しなかったことによると思われる。

6-5② 避難先（借上げ住宅等）は狭い、階段の上り下りがある、近隣がうるさいなど住環境が悪い

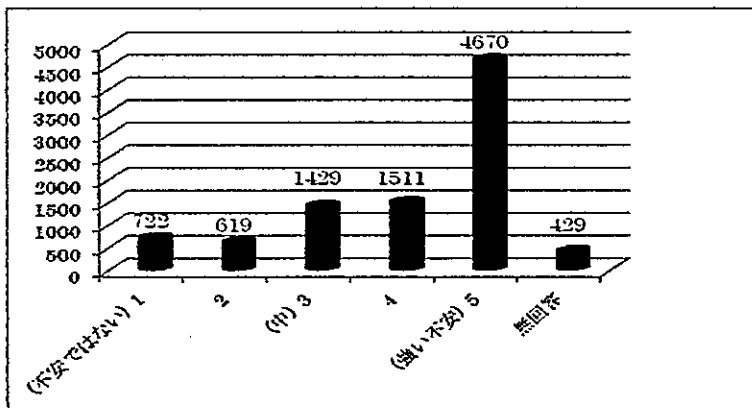


なお、これも無回答が多いのは、上記質問と同じく、借上げ以外の人が、自分への質問ではないとして回答しなかったことによると思われる。

6-4④ 避難先の住宅は近隣が気になり、いつも落ち着かず気を使う苦痛



6-4⑤ 避難先の住宅は狭い等で、家族間のプライバシーが守られない苦痛

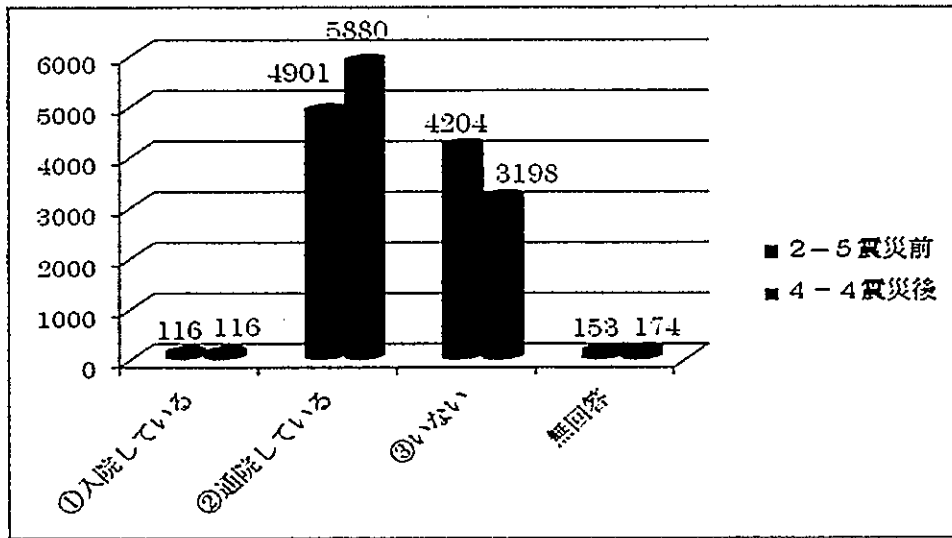


これらの生活状況は、自然と病気、怪我、精神的変調へ影響を及ぼしており、通院者が増加しているデータ（甲100：被害実態報告書第2部、116頁以降）、申立書記載の通りの介護認定状況の悪化（甲39：要介護（要支援）認定者数）にもつながっている。

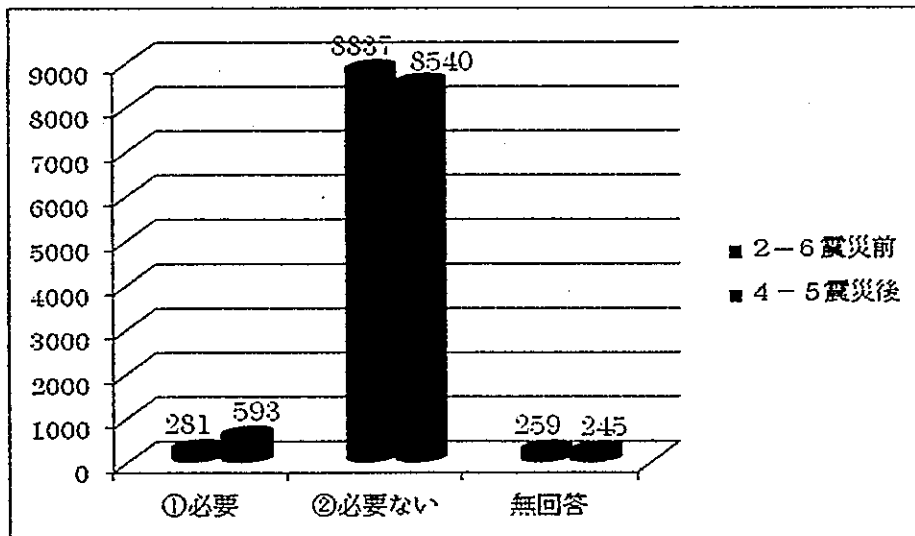
イ 生活環境悪化に伴う通院、介護の増加

震災前後の健康状況や介護の実態を比較したデータは、以下のとおりである。

Ⅱ-3-1 病院で定期的に治療を受けているか



Ⅱ-3-2 介護が必要か否か



病院治療については、入院者に著しい相違は見られないものの、通院者が相当数増加している。また、介護についても同様で、震災後に介護が必要となった人の度

数が増加している（なお、介護が必要ないと回答した者の相当数が、介護とは無縁の若年層、中年層であることに留意されたい。）。

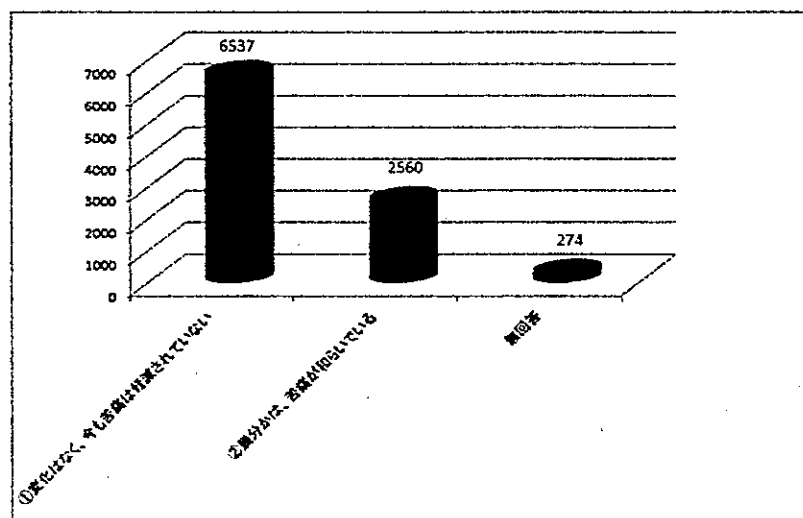
自由記載欄においても、「避難生活により、高齢者が避難所のトイレで転倒して怪我をしたり、避難先のホテルの食事で糖尿病が悪化したりした。」「狭い仮設住宅でやることもなく運動不足から足腰が弱り、杖なしでは散歩もできぬ有様。持病の心臓病は悪化し通院もままならない。」などの記載がみられ、生活環境の悪化により、体調を崩し、通院や介護が必要な状態になった実態が表れている。

加えて、そういった要介護者が増えたことにより、他の家族にとっても、介護の負担が増えるなどの被害が及んでいる事実も見逃してはならない。自由記載欄においても、「避難生活を続けているうちに、義父母が体調を崩し、寝たきりになってしまった。義父の昼夜逆転の生活、24時間介護の生活で、自分も血圧が高くなり不眠になり、それでも休みのない介護。」などの記載がみられるところである。

(4) 震災直後と現在との精神的苦痛

町民の精神的苦痛は、震災直後から現在に至るまで軽減されていない。

9 震災直後の状況と現在の状況を比べ、精神的苦痛に変化があったか



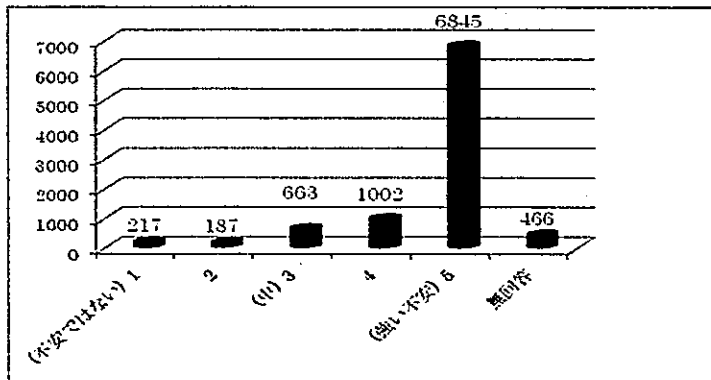
この調査によれば、①回答者は 69.8%にのぼり、②は 27.3%にとどまっている。

また、精神的苦痛が続く場合、その内容は何か？（多重回答不可、もっとも苦痛のつよいものを回答）という質問に対しては、以下の通りとなった。

- ① 放射能を浴びたことによる自身・家族の健康への不安 707名（10.5%）
- ② 現在の生活を維持することの困難に伴う苦痛 1022名（15.2%）
- ③ 将来の見通しが立たないことへの不安 5005名（74.3%）

ここで、一択という条件設定では、精神的な面の強い③の選択が最も多くなることは当然と思われる。しかし実際には、生活・財政上の不安をあげる者が 15.3%にのぼったことに、むしろ留意すべきである。すなわち、差し迫った困窮がみられるということであろう。

6-6⑩生活（人生）設計が狂い、これからどうすればいいのか困惑する苦痛



関連して、自由記載欄には、「毎日が孤独な生活。いつまで耐えられるのか？不安」「子供達これからどんな生活をしていくのか先が見えないので不安」「人と話をするのも面倒になり、こんな生活をいつまで続けていけばいいのか」等の記載がみら

れる。相手方は、すべき賠償が足りていると安易に考えることなく、現在も続くこのような町民の強い苦痛を、改めて誠実に受け止めるべきである。

(5) 避難先でのいじめ、偏見、いたずら等

なお、被害実態報告書では、以下の通り、町民が避難先でいじめ、偏見、いたずら等の被害に遭い、著しい精神的苦痛を被っている事実も浮かび上がってきた。これももちろん、中間指針では考慮されていない。すなわち、賠償の際には、全町民に等しく、増額事由として考慮されるべき項目である。

- ・子どもが福島から来たということはいじめにあった。
- ・浪江から来たという「ばいきんまん」のような言葉を受けた。
- ・放射能がうつると言われた。
- ・孫が学校で、放射能がうつる、汚い、触るなど言われた。
- ・車のナンバーを見られただけで、指をさされたり、傷つけられたりした。
- ・いわきナンバーの車ということだけで車に傷をつけられる
- ・福島のお土産の受け取りを拒否された。
- ・何か買うと「お金持ちだね」と言われる。買わなければ「賠償で買えば？」と言われる。
- ・お金をもらっているからいいだろう！と言われる。
- ・東電からお金をもらっているのになぜ働くのか？と言われた。
- ・あなたたちはお金をもらって遊んで暮せていいな。働かなくとも、黙って、お金が入るからなどと中傷を言われる。
- ・夜中に大きな声で「ここに住んでいる人は福島県から来ている！義援金よこせ！」と言われた。

4 まとめ

(1) 複合的損害

以上、被害実態調査の結果を分析してきたが、本件事故によって引き起こされた被害は、その被害規模の大きさ・広範さ、被害の継続性と長期性、生活および地域社会の根底からの破壊などにおいて、比類のない被害である。そして本件原発被害の実態をみると、精神的苦痛は様々な要素が複合しており、個別の類型の苦痛のみに着目しては、被害の総体やその大きさは正確に把握できないことが明白である。各項目を相互に切り離し分類することは不可能で、被害の社会心理学的意味の把握にとっては、著しく不合理である（甲 100：被害実態報告書 34 頁）。

とくに本件の複合的損害は、個別把握によっては全体として適切に正確に把握できず、その損害が適切に評価されないであろう。すなわち、そもそも①従来型の個別算定方式に基づいて損害項目を個別具体的に立証することは著しく困難であり、不可能に近い損害も少なくない。②そして、仮に個別的算定方式に基づき個別的な損害費目の立証ができたとしても、その集積が被害者の被った総体的、複合的な損害と同一とは限らない（このことはきわめて重大な問題である。）。

(2) 被害の連鎖・円環的構造

注意点として、そもそも類型化的なアプローチで被害把握を行っても、①たとえば子どもや高齢者の被害を評価すると、それはその子や高齢者にかかわりのある家族、親族等の被害にも影響し、そこでもその子ども、高齢者の被害に対応した発生被害への評価を行わなければならないはずである。②仮設生活者の被害をとりあげて評価しても、それはその仮設生活者と関連している浪江町民（家族、親族等）の生活にも著しい影響を与えていることから、その浪江町民の、その部分に対応した被害をきちんととりあげて評価しないといけなくなるはずである。

このように一例をあげても被害は浪江町民（本来はそれを超えてもっと広く）に円環的に広がっているのであって、個別に子どもや女性、高齢者、または仮設、借

上げ生活者についてだけ加算的に取り上げればよい、というものでは、本来はないことにご留意いただきたい。

(3) 結論

以上のとおり、申立人らは、本件原発事故により、浪江町というコミュニティを失い、生活基盤を失い、様々な要素が連鎖関連した精神的損害を被っている。中間指針の定める精神的慰謝料月 10 万円という金額では、こうした損害は到底補償されるものではない。

そして、損害の総体把握については、個別の種類の苦痛のみに着目するだけでは、正確な把握は不可能である。

相手方には、申立人らの被害実態を今一度認識し、対応を再考し、真摯な検討を行うことを、あらためて切に求める。

以 上